◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（修）構造物改良工事２－２
⑶　工事場所　東京都足立区鹿浜二丁目　他
⑷　工事内容　支承取替工、落橋防止装置工、段差防止装置工　他
１）支承取替工　539基
２）縁端拡幅工　92基
３）段差防止装置工　531基
４）落橋防止装置工　514基
５）鋼桁・鋼橋脚塗替塗装工　約12,000㎡
６）橋脚横梁剥落防止工　約900㎡
７）高力ボルト取替工　約7,800本
８）支点直下き裂補修工　一式
９）雑工　一式
10）実施設計　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から1260日間
⑹　その他
①　本工事は、公募して競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格を確認された者のうちから、競争入札により落札者を決定する一般競争入札の対象工事である。
②　本工事は、競争参加資格確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。
③　技術資料は、持参により提出すること。
④　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成29・30年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る平成29・30年度の競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　平成14年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
①　単体又は共同企業体の代表者
ア　供用中の高速道路の道路橋における支承取替工事
イ　供用中の高速道路の道路橋における落橋防止装置設置工事
ウ　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制を行う工事
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）
②　共同企業体の代表者以外の構成員
ア　供用中の高速道路の道路橋における支承取替工事または落橋防止装置設置工事
⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）及び設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成30年10月２日（火）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」としたものに限る。）又は総合技術監理部門（技術部門を「建設―鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成14年度以降に次に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
ア　道路橋における支承取替工事
イ　道路橋における落橋防止装置設置工事
ウ　市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制を行う工事
※道路橋には歩道橋は含まない（以下同じ）。
上記工事は平成14年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
④　設計技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者
イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
⑤　設計技術者のうち、いずれか１名は、平成19年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。
・高速道路または国道の道路橋の新設または補修・補強の実施設計（詳細設計）
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。
⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成27年度及び平成28年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。
3　技術資料の審査に関する事項　技術資料の審査項目は下記のとおりである。
⑴　２⑶に掲げる施工実績
⑵　２⑷に掲げる配置予定技術者
⑶　施工計画